

R7 年度原子力機構 PR 動画の制作
仕様書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

総務部 広報課

1. 件名

R7 年度原子力機構 PR 動画の制作

2. 目的及び概要

機構の認知度向上及び機構事業の更なる理解促進に資するため、原子力機構 PR 動画を制作する。制作した動画は、機構のホームページへ掲載するほか、各種展示会・報告会（一般、企業関係者等）やリクルート活動において使用する。また、今回は日本原子力研究開発機構が、2025 年 10 月に設立 20 周年を迎える内容を追加する。

3. テーマ・構成等

① テーマ・内容

原子力機構の 20 年の歴史、働く従業員の様子及び機構ビジョンに掲げる研究開発の取組を紹介することで、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて働く従業員の一体感や原子力機構が社会に提供する価値を訴求する。なお、20 周年終了後も本動画を長期的に活用できるよう、20 年の歴史についてはオープニング等での紹介に留め、2050 年に向けた取組等に関する映像をメインとする。

② 構成

上記「テーマ・内容」を視覚的に PR するための動画として、BGM のみ（ナレーション無し）で構成する。なお、必要に応じてテロップを挿入する。

③ 本数・所要時間

約 3 分程度とする。

また、本編とは別に本動画の PR として利用できるよう、60 秒以内のハイライトを 1 本制作する。

④ 利用場所・方法

機構のホームページへ掲載するほか、各種展示会・報告会やリクルート活動で上映する。

4. 作業

受注者は、機構担当者との打合せ、メール連絡等を密に行い、以下の作業を行う。

① 構成（シナリオ）案の作成

上述した内容をもとに構成案を作成する。構成については機構担当者と打合せ等を実施し、複数回の確認を行うこと。

② 撮影及び録音

・撮影機材は、4K シネマカメラ等の業務用カメラを使用する。

・原子力科学研究所（茨城県東海村）、大洗原子力工学研究所（茨城県大洗町）での撮影は必須とし、その他の撮影場所および使用する機材については機構担当者に提案し、協議の上、撮影を実施することとする。

※撮影日数は、各研究所それぞれ 1 日を予定。

・核物質防護上、撮影対象が制限される場所に関しては、撮影・編集の際に十分配慮を行うこととする。

・原子力機構の施設やそこで働く従業員以外を撮影し、映像に使用する場合には機構担当者に提案し、協議の上、決定すること。

③ 編集（選曲・効果音・CG制作等を含む）

・映像に対応した形で編集作業を行う。

・機構が著作権を保有することを示すコピーライト表示をする。

・テロップ作成に必要な基本情報として機構パンフレット等を支給するが、テロップの内容についても案を示し、機構と協議の上、決定する。

④ データの作成

・ホームページ掲載及びPC等の再生機器での放映に対応できる形式にデータを加工する。

・動画配信サイト等への掲載も行うことから、興味を引くサムネイルを作成すること。

⑤ その他、映像ソフト作成に関する一連の作業

※上記作業を実施する際には機構の確認を得ること。

5. 納品物

下記データを指定した形式で格納した HDD 等を納品する。

① 完成した動画：MP4・MOV形式等

② 完成した動画（テロップ無し、白素材）：MP4・MOV形式等

③ サムネイル：JPEG・PNG形式等

④ 本契約により撮影した全ての動画・画像データ（完成した動画に使用していない素材を含む）：MP4形式、JPEG・PNG形式等

⑤ 完成した動画をMP4形式に書き出す前の編集可能なデータ：ファイル形式は問わない

6. 納入場所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 総務部 広報課

〒319-1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1

7. 納期

2025年10月24日（金）

ただし、「5. 納品物」に示す①については、9月26日（金）までに納品をすること。

8. 検査

① 一般検査 財務契約部管財課

② 技術検査 総務部広報課

9. 検収

4. に示す作業の完了、5. に示す納品物の確認及び8. 検査の合格を以て検収とする。

10. グリーン購入法の推進

本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

11. 特記事項

- ① 提出物における著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む）をはじめとする制作物に係る一切の権利は、原子力機構に帰属するものとする。また、受注者は、納品物に係る著作物の著作者人格権について、一切の権利行使をしないものとする。
- ② 受注者は、本作業を実施するに当たり疑義が生じた場合は、機構担当者と協議の上、決定するものとする。
- ③ 受注者は、本作業によって知り得た情報を外部に漏洩しないこととする。
- ④ 受注者は、本作業の実施に当たっては、機構担当者と緊密に連絡を取り、作業を実施することとする。
- ⑤ 本作業を実施することにより受注者が取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他の全ての資料及び情報に関する一切の権利は機構に属するものとし、受注者は機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価を受け、もしくは無償で提供することはできないものとする。
- ⑥ 受注者は、機構に対して、業務に必要な紙媒体資料及び電子データ等の提供を求めることができるものとする。ただし、業務終了後、機構が提供した紙媒体資料及び電子データ等は破棄することとする。
- ⑦ 撮影場所によっては、帰還困難区域内での撮影の必要が生じるため、特殊勤務手当を従事者に支給すること。なお、本区域内での撮影が生じた場合以下、受注者は、⑦～⑩の事項に配慮することとする。
- ⑧ 受注者は、本作業に従事する作業員に係る労働条件通知書（労働基準法第 15 条に規定する労働条件を明示した書面）に特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう周知する等必要な措置を講じなければならない。
- ⑨ 受注者は、特殊勤務手当を支給している場合は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されていることを、原則 3 ヶ月毎に賃金台帳等で確認しなければならない。
- ⑩ 受注者は、特殊勤務手当を支給している場合は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証するため、作業終了後速やかに、機構に賃金台帳等の書類を提出しなければならない。
- ⑪ その他疑義が生じた場合には、両者協議の上、決定することとする。